

重要事項説明書

社会福祉法人 清涼会
認定こども園 神の倉清涼保育園

重要事項説明書

教育・保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第1 事業者

事業者名称	社会福祉法人清涼会
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市中川区五女子町四丁目3番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 本多伯舟
電話番号	052-694-1171

第2 ご利用施設

施設の種別	幼保連携型認定こども園
施設の名称	認定こども園 神の倉清涼保育園
施設の所在地	名古屋市緑区東神の倉三丁目1803番地
管理者氏名	園長 鈴木 玲子
連絡先	電話 052-878-7756 FAX 052-878-7498

第3 施設の目的・運営方針

認定こども園 神の倉清涼保育園(以下、当園という。)は、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及びなごや子どもの権利条例(平成20年名古屋市条例第24号)の理念にのっとり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての小学校就学前の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、あふれる笑顔～慈悲の心で～の法人理念の基、地域の保育ニーズに合わせた、保育環境を整えるよう努めます。
- (2) 当園は、入所する乳児及び幼児(以下、園児という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (3) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行います。
- (4) 当園は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (5) 当園の保育職員は、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、園児を保育するとともに、園児の保護者に対する教育保育に関する指導を行います。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1574.10 m ²
	園庭	414.34 m ²
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	888.32 m ²

分園 すもも園

敷地	敷地全体	512.40 m ²
	園庭	49 m ²
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	149.76 m ²

(2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	1室	桃組(1歳児クラス)
ほふく室	1室	
保育室	4室	薔薇組(2歳児クラス)、桜組(3歳児クラス)、紫陽花組(4歳児クラス)、もみじ組(5歳児クラス)
遊戯室	1室	
調理室	1室	
職員室	1室	
図書ルーム	1室	子育て支援センター
会議室	1室	

分園 すもも園

設備	居室数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
調乳室	1室	
風防室(玄関)	1室	

第5 利用定員

認定区分		利用定員
1号認定子ども		15人
2号認定子ども		75人
3号認定子ども	満1歳以上	48人
	満1歳未満	17人

第6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第57号）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員を配置しています。

職員配置状況につきましては「認定こども園神の倉清涼保育園 重要事項説明書 別紙」（以下、別紙という。）「<配置状況>」をご覧ください。

第7 職員の勤務体制

職種	勤務体制	備考
園長	9:00 ~ 18:00	
主任保育教諭 (教頭)	8:00 ~ 17:00	
副主任保育教諭 (主幹保育教諭)	8:30 ~ 17:30	
保育教諭	6:50 ~ 15:50	*ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
	7:30 ~ 16:30	
	8:00 ~ 17:00	
	8:30 ~ 17:30	
	9:00 ~ 18:00	
	9:10 ~ 18:10	
	9:30 ~ 18:30	
	10:10 ~ 19:10	
看護師	8:30 ~ 17:30	
管理栄養士	8:00 ~ 17:00	
調理員	7:30 ~ 16:30	
	8:00 ~ 17:00	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 教育・保育を提供する日、時間

開 所 曜 日	1号	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金	
	2・3号	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土	
開 所 時 間 (延長保育)	1号	平日	9:30 ～ 14:30 ただし、長期休業期間を除く。
		土曜日	休日
		日曜日・祝日	休園日
	2・3号	平日・土曜日	7:00 ～ 18:00 (～19:00)
		日曜日・祝日	休園日
		コア時間	8:30 ～ 16:30
学 期	1号	1学期	4月9日 ～ 7月19日
		2学期	9月2日 ～ 12月23日
		3学期	1月7日 ～ 3月24日
長期休業期間	1号	春季休業	3月25日 ～ 4月7日
		夏季休業	7月20日 ～ 9月2日
		冬季休業	12月24日 ～ 12月28日 1月4日 ～ 1月6日

(令和6年度)

- ※ 12月29日から1月3日は休園日となります。
- ※ 1号認定対象者の休日及び長期休業期間は、預かり保育としてお預かり致します。
- ※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。
- ※ 土曜日及び8月、年末年始の保育に関しては、保護者の方の就労証明が必要となります。
- ※ 学期及び長期休業期間は、原則として名古屋市の公立小学校と同期間のため、年度により異なる場合があります。

第9 提供する教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる教育・保育の提供等を適切に行います。

- (1) 当園の教育・保育理念
知育・徳育・体育の確立
- (2) 当園の教育・保育の目標
豊かな人間性を持った子どもの育成 自ら考える子どもの育成 心身の健康を養う子どもの育成
- (3) 当園の教育・保育の内容に関する全体計画
 - ①子どもの無限の可能性を引き出す教育・保育の実践
 - ②乳児は個々の生活リズムを大切にする
 - ③幼児は知的・情緒・運動能力に配慮しながら、様々な経験をする
- (4) その他
子どもにとっては「楽しい園」、保護者にとっては「安心できる園」となるよう努めます
- (5) デイリープログラム(一日の流れ、土曜日を含む。)
登園から降園までのプログラムを別紙「<デイリープログラム>」をご確認下さい。
- (6) 年間行事計画
当園では月ごとに行事を計画しております。行事計画につきましては別紙「<年間行事予定>」をご確認下さい。
- (7) 給食の提供
 - ・当園では、主食は米飯、おかずは煮物・焼き物・和え物等を中心とした独自の献立を作成し、提供しています。
 - ・旬の食材を使用し、味付けも薄味で素材の味を生かした献立です。

- ・咀嚼の発達を促すため、噛みごたえのある給食を提供しています。
- ・温かい物は温かく、冷たい物は冷たく、適温給食の提供に努めております。
- ・離乳食は、ご家庭と連携をとり、一人一人の発達状況に合わせてすすめていきます。

(食物アレルギー除去食対応について)

- ・食物アレルギーのあるお子様に対し、アレルギー食物を除去した給食を提供しております。また、栄養学的見地から除去した食物に代わり得る代替食を提供します。
- ・除去の程度は、医師からの生活管理指導表を基に、保護者のご意向も取り入れ、話し合いによって決定させていただきます。但し、医師から除去の指示があるものは、保護者のご意向であっても提供することはできません。
- ・成長に伴う症状の改善等により、除去食の解除を行う場合も医師の指示書を基に決定致します。
- ・生活管理指導表は、医師からの指示のもと、定期的に再提出をお願いしております。

(8) その他の事業の実施状況

- ・延長保育…やむをえない事情がある場合に延長してお子様を保育します。
- ・産休あけ保育
働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、産休あけ（生後57日目）からの保育を実施しています。
- ・産休・育休明け保育所入所予約事業
法律に基づいた産休あけや育休あけの職場復帰の時に入所する保育所を予約できます。
- ・地域子育て支援事業
地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭に対する育児支援、子育てに関する相談指導や情報提供等を行います。

第10 利用料金

- (1) 教育・保育にかかる利用者負担額(利用料) 別紙「<料金表>」にてご案内致します。
 - ・0～2歳児クラス在籍の園児は、お住まいの市町村が定める上限額の範囲で、運営規程で定めた利用料をお支払い頂きます。
 - ・3～5歳児クラス在籍の園児は、令和元年10月より無償です。
- (2) 延長保育にかかる費用
延長保育を利用された場合は、回数、階層により別途お支払いが必要です。
階層ごとの料金は別紙「<料金表>」をご確認下さい。
- (3) 教育・保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額
 - ・便宜に要する費用・・・当園では、第9に掲げる教育・保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払い頂きます。
 - ・市場価格の変動や提供する保育内容等により、負担額を変更する場合があります。
 - ・詳しくは別紙「<料金表>」をご確認下さい。
 - ・ゆうちょ銀行から、自動引き落としにて集金致します。口座をお持ちでない方は、口座の開設をお願い致します。

第11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。医療機関は別紙「<医療機関>」をご確認下さい。

(2) 災害共済給付制度への加入

独立行政法人 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入します。

自己負担金は毎年変動致します。別紙「<料金表>」をご確認下さい。

第13 非常災害対策

暴風警報発令時	<ul style="list-style-type: none">・名古屋市、愛知県、愛知県西部、尾張東部のいずれかの地域に暴風警報が発令されている場合は登園見合わせとなります。その後、午前11時までに解除になった場合は、園の安全を確認後体制が整い次第開園となります。・午前11時の時点で、発令中の場合は引き続き登園見合わせとなります。・保育中に警報が出された場合は速やかにお迎えに来て下さい。(緊急連絡先表に記載された方以外の方には、お子様をお返しすることはできません。)
警戒レベル3 高齢者等避難発令時	<ul style="list-style-type: none">・適用地域内の園は、解除されるまで休園となります。・登園後に発令された場合は、速やかにお迎えに来て下さい。やむを得ず避難する場合は、メール等連絡及び園に避難場所を掲示します。 (緊急連絡先表に記載された方以外の方には、お子様をお返しすることはできません。)
警戒レベル4 避難指示発令時	
特別警報発令時	
南海トラフ地震に 関連する情報(臨時)	<ul style="list-style-type: none">・適用地域内の園は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)若しくは(巨大地震注意)が発表された場合、解除されるまで休園となります。・登園後に発表された場合は、速やかにお迎えに来て下さい。やむを得ず避難する場合は、メール等連絡及び園に避難場所を掲示します。 (緊急連絡先表に記載された方以外の方には、お子様をお返しすることはできません。)
避難訓練	毎月1回、消防計画に基づいて行います。 地震想定避難誘導訓練 4月・5月・7月・9月・11月・3月 火災想定避難誘導訓練 6月・8月・10月・12月・1月・2月
非常災害用備蓄	非常用飲料水、非常食を一人1日3食、3日分防災倉庫にて保管しています。

第14 防犯、事故防止のための措置

- ・園児の安全や不審者の侵入を監視するため、防犯カメラの設置をしており、常に職員室のモニターにおいて職員が確認しております。
- ・「登降園管理システム」及びインターネットサイト、モバイルアプリケーションを利用した園と保護者の総合連絡システム「きっずノート」を導入して、事件や事故の防止に努めております。お迎えの際にはお迎えカードをご提示して頂き、お迎えカードを忘れた場合は、職員室にて署名をして頂いた上でお子様をお返し致します。あらかじめ保護者以外の方でお迎えが分かっている場合はお迎えカードを渡して頂くか、きっずノートにてご連絡頂くようお願いいたします。もし保護者以外の方がお迎えカードを忘れた場合や連絡も受けていない場合は、保護者の方にお電話で確認の上で、お子様をお返し致します。
- ・駐車場では車の出入りがあり大変危険なため、お子様の飛び出しには十分ご注意ください。
- ・園庭遊具の安全性を確保するため、定期安全点検を実施し事故防止に努めています。
- ・睡眠中のうつ伏せ寝や体動停止にすばやく察知したり、防止したりできるように午睡チェックシステムを導入しております。

第15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 園長 苦情受付担当者 主任保育教諭（教頭）
名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター	名古屋市北区清水四丁目17番1号 電話 052-910-7976 FAX 052-910-7977 <受付> 9:00~12:00, 13:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

第17 その他留意していただきたいこと

(1) 個人情報の取り扱いについて

- ・当園は個人情報保護の重要性を十分に認識し、個人情報の取り扱いに伴う個人の権利や利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努め、以下の通り取り扱います。
- ・当園の保有する個人情報は、園児に関するデータ（氏名、生年月日、住所、電話番号、保護者氏名等）・園児記録文書・写真・DVDがあります。これらの管理を適切に行い、本人（保護者）の同意なく第三者に提供することはありません。
- ・当園の教職員は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することはありません。また、当該職務を退いた後も同様です。
- ・当園は個人情報の収集、利用及び提供は定められた目的以外に収集、利用致しません。ただし、次の場合はこの限りではありません。
 - ① 法令の規定に基づく場合
 - ② 情報主体の同意があるとき
 - ③ 個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めたとき
 - ④ 当園内における業務上及び事務上の必要があり、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないと認められるとき

※当園の保有する個人情報について、本人（保護者）から開示・訂正・削除の請求があった場合は、法令に基づき適切に対応します。

(2) インターネットサイトモバイルアプリケーションの利用

当園が保護者とのコミュニケーション等を目的に使用するインターネットサイトやモバイルアプリケーションに関し、保護者の使用にかかる費用(端末代、インターネットやモバイルアプリケーションに発生したデータ通信費等)は保護者にご負担頂きます。

附則

平成27年4月1日制定

平成28年4月1日改訂

平成29年4月1日改訂

平成30年4月1日改訂

平成31年4月1日改訂

令和元年10月1日改訂

令和2年4月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和3年5月20日改訂

令和4年4月1日改訂

令和5年4月1日改訂

この重要事項説明書については、令和6年4月1日時点の情報です。